次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（別表）

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
クロアチア	ｸｰﾅ	890	610	335	335	90	140	140
コソボ	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ジョージア	ﾗﾘ	372	256	140	140	37	58	58
［略］								

改正前

（別表）

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
クロアチア	ｸｰﾅ	890	610	335	335	90	140	140
［項を加える。］								
ジョージア	ﾗﾘ	372	256	140	140	37	58	58
［略］								

備考　表中の［　］の記載は注記である。